

東京都の最低賃金

最低賃金、しっかりチェック！！

最低賃金法により、使用者は、効力発生日以降の労働に対して最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。



東京労働局
労働基準監督署

最低賃金の名称	時間額(円)	効力発生日	備考
東京都最低賃金	932	28.10.1	東京都全域の事業場で働くパートタイマー、臨時、アルバイト等を含むすべての労働者に適用されます。

●最低賃金には次の賃金は含まれません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

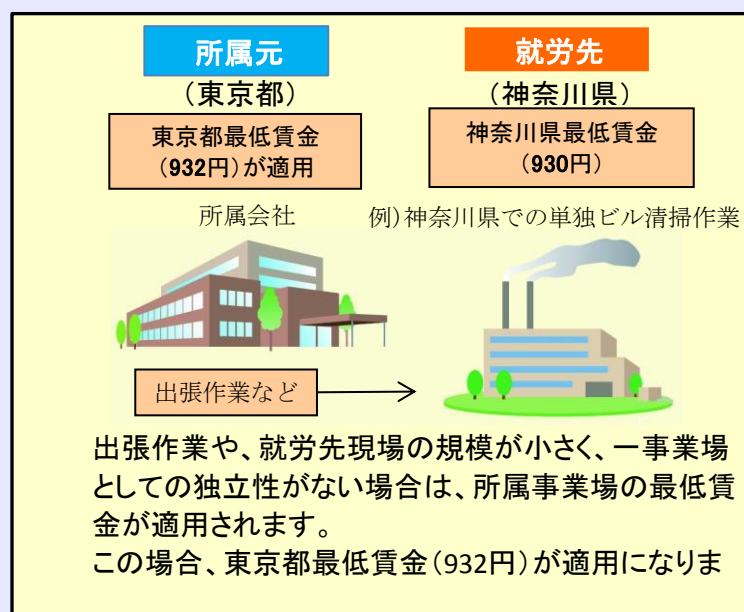
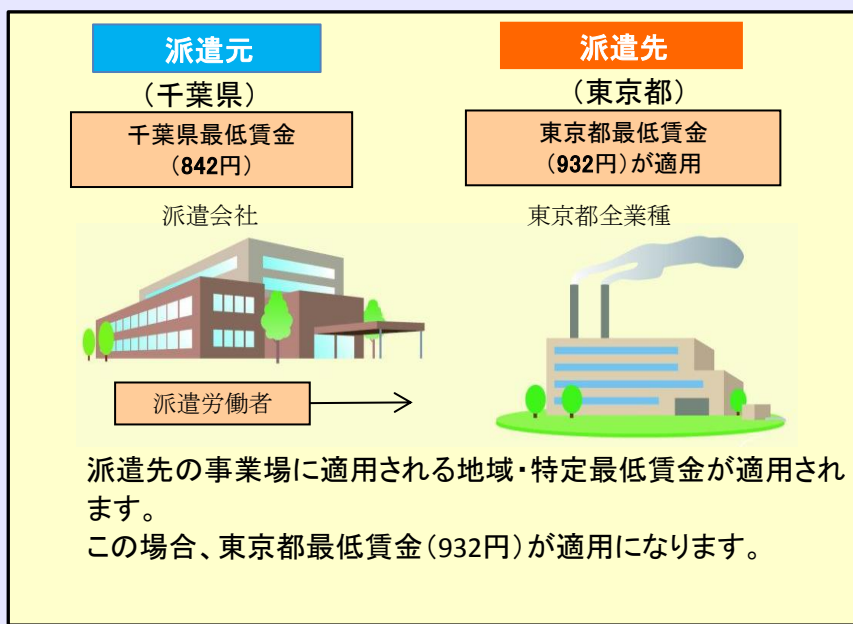
●最低賃金が時間給以外の場合、賃金額を時間当たりの金額に換算して比較します。

* 日によって定められた賃金（日給制）は、その金額を1日の所定労働時間数で除した金額と最低賃金額を比較します。
* 月によって定められた賃金（月給制）は、その金額を月における所定労働時間数（月によって所定労働時間数が異なる場合には、1年間における1月平均所定労働時間数）で除した金額と最低賃金額を比較します。

●派遣労働及び出張作業等の最低賃金の適用は次のとおりです。

《派遣労働の場合》

《出張作業等の場合》



●最低賃金の減額特例許可制度

精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い者などについては、使用者が東京労働局長の許可を受けることを条件として、個別に減額した額を適用する「最低賃金の減額の特例」規定があります。

●東京都で設定されているすべての特定（産業別）最低賃金は、現在東京都最低賃金を下回っているため、特定（産業別）最低賃金対象事業場についても、東京都最低賃金が適用されます。

- ① 自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業
- ② 業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業
- ③ はん用機械器具、生産用機械器具製造業
- ④ 各種商品小売業
- ⑤ 出版業
- ⑥ 鉄鋼業

●業務改善助成金は、生産性向上のための設備投資等を行い、時間当たりの賃金額が事業場内で最も低い労働者の賃金を引き上げた事業主に対する助成制度です。東京都内の事業主にも適用されるようになりました。申請先 東京労働局雇用環境・均等部企画課 (03 - 6893 - 1100)

●最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業を支援する事業として、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「東京都最低賃金総合相談支援センター」を設けています。 ☎ 0120-311-615 <http://www.toukiren.or.jp/join05.html>

詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課 (03-3512-1614) 又は最寄りの労働基準監督署まで

【平成28年度 全国地域別最低賃金一覧】

地域	金額	発効日	地域	金額	発効日	地域	金額	発効日	地域	金額	発効日
北海道	786	10/1	青森	716	10/20	岩手	716	10/5	宮城	748	10/5
秋田	716	10/6	山形	717	10/7	福島	726	10/1	茨城	771	10/1
栃木	775	10/1	群馬	759	10/6	埼玉	845	10/1	千葉	842	10/1
東京	932	10/1	神奈川	930	10/1	新潟	753	10/1	富山	770	10/1
石川	757	10/1	福井	754	10/1	山梨	759	10/1	長野	770	10/1
岐阜	776	10/1	静岡	807	10/5	愛知	845	10/1	三重	795	10/1
滋賀	788	10/6	京都	831	10/2	大阪	883	10/1	兵庫	819	10/1
奈良	762	10/6	和歌山	753	10/1	鳥取	715	10/12	島根	718	10/1
岡山	757	10/1	広島	793	10/1	山口	753	10/1	徳島	716	10/1
香川	742	10/1	愛媛	717	10/1	高知	715	10/16	福岡	765	10/1
佐賀	715	10/2	長崎	715	10/6	熊本	715	10/1	大分	715	10/1
宮崎	714	10/1	鹿児島	715	10/1	沖縄	714	10/1			

金額は時間額(円)

※ 上記、地域別最低賃金の効力発生日は全て平成28年です。

【近県の特定(産業別)最低賃金一覧】

最低賃金の名称		時間額	効力発生日
茨城県	鉄鋼業	871	H28.12.31
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	841	
	計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	837	
	各種商品小売業	811	

お問い合わせは 029(224)6216 茨城労働局労働基準部賃金室まで

栃木県	塗料製造業	904	H28.12.31
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	851	
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	851	
	自動車・同附属品製造業	856	
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業	851	
	各種商品小売業	817	

お問い合わせは 028(634)9109 栃木労働局労働基準部賃金室まで

群馬県	製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	857	H28.12.24
	ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	846	
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	845	
	輸送用機械器具製造業	846	

お問い合わせは 027(210)5005 群馬労働局労働基準部賃金室まで

最低賃金の名称		時間額	効力発生日
埼玉県	非鉄金属製造業	884	H28.12.1
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	889	
	輸送用機械器具製造業	898	
	光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	897	
	各種商品小売業	849	
自動車小売業	897		

お問い合わせは 048(600)6205 埼玉労働局労働基準部賃金室まで

千葉県	調味料製造業	868	H28.12.25
	鉄鋼業	915	
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	884	
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	887	
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	869	
	各種商品小売業	848	
	自動車(新車)小売業	880	

お問い合わせは 043(221)2328 千葉労働局労働基準部賃金室まで

山梨県	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	851	H28.12.18
	自動車・同附属品製造業	857	H28.12.24

お問い合わせは 055(225)2854 山梨労働局労働基準部賃金室まで

東京都及び神奈川県では、設定されているすべての特定(産業別)最低賃金が、地域別最低賃金(東京都最低賃金及び神奈川県最低賃金)を下回るため、すべての業種、事業場において東京都最低賃金及び神奈川県最低賃金(平成27年10月18日以降)がそれぞれ適用されます。

◇同名の特定(産業別)最低賃金でも、県によって対象が異なることがありますので、詳細は各局賃金課・室までお問い合わせください。